

行政文書公開請求却下通知書

27市経名管第141号  
平成28年3月24日

名古屋市民オンブズマン  
代表 滝田 誠一 様

実施機関

名古屋市長 河村 たかし



平成28年3月10日付けの行政文書の公開請求については、次の理由により請求を却下しましたので通知します。

請求のあった行政文書の名称又は内容	2015年12月6日～2016年1月17日に市内16区で開催された「名古屋城天守閣の整備タウンミーティング」の際の議事録、議事概要、市長らの発言内容が分かるもの
却下の理由	請求の対象となる文書は、『「名古屋城天守閣の整備タウンミーティング」における意見交換の概要』が該当し、3月15日開催の経済水道委員会説明資料として、既に市民情報センターにおいて閲覧に供しており、名古屋市情報公開条例第17条第3項に該当するため、請求を却下するもの。
備考	<却下を行った所管課・公所> 市民経済局名古屋城総合事務所管理課 TEL 052-231-1700

- この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日（異議申立てをしたときは、決定の送達を受けた日）の翌日から起算して6箇月以内に、名古屋市を被告として（市長が被告の代表者となります。）処分の取消しの訴え（取消訴訟）を提起することができます。なお、6箇月以内であっても、処分又は決定の日から1年を経過すると取消訴訟を提起することができなくなります。